

「校則見直しガイドライン」案パブリックコメント結果

1. はじめに

日本若者協議会は、若者の声を政府や社会に届ける「窓口」として、若者政策の立案、各政党との政策協議、政策提言を行っている若者団体です。

これまで四回「校則見直しガイドライン作成検討会議」を開催し、議論を重ねて参りましたが、ガイドライン案ができたため、パブリックコメントを募集しました。

インターネット上で約1週間コメントを募集した結果、150名にご回答頂きました。

本コメント内容も踏まえ、9月24日(金)の第五回「校則見直しガイドライン作成検討会議」で議論を行い、ガイドラインとしてまとめていく予定です。

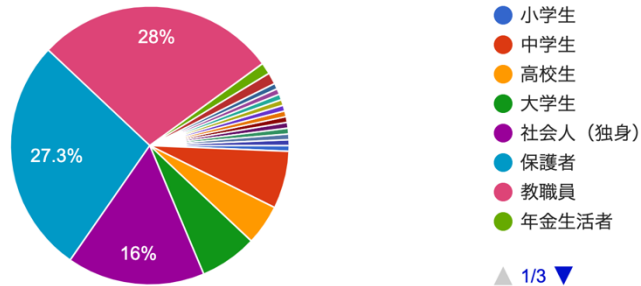
2. アンケートの概要

このパブリックコメントは、日本若者協議会のHPやSNS上で回答を募集したWebアンケートです。主な調査対象は、中高大学生・保護者・教職員で、調査期間は9月12日(日)～19日(日)です。

- ・調査方法 Web調査(日本若者協議会ホームページやSNS上で回答を募集)
- ・調査対象 中高大学生・保護者・教職員など
- ・調査期間 9月12日(日)～19日(日)
- ・回収数 150回答(小中高大学生30名、保護者41名、教職員42名、ほか)

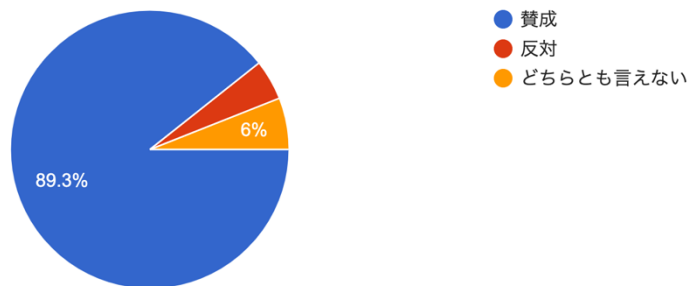
3. アンケート結果

属性
150 件の回答



問 1: ガイドライン案 1「校則の内容は、憲法、法律の範囲を逸脱してはならない」についてどう思いますか？

ガイドライン案1「校則の内容は、憲法、法律の範...逸脱してはならない」についてどう思いますか？
150 件の回答



問 2: その理由について教えてください(回答一部抜粋)

(賛成)

・考えるまでもなく当然と思います。憲法や法律は校則の上位概念であると考えます。(中学生)

・今の学校の校則に関して、不満を持つ人は凄く大勢います。髪型のことや靴のこと、放課後や休みの日のことの校則は、なくても変わらないのではないかと、ひょっとしたらないほうが良いのではないだろうか、と思うものが多いです。校則が無駄にきつい、といった口コミを多く見ます。そういった校則を、憲法にのっとって廃止することは、学生たちがのびのびと過ごせることにつながると思うため、賛成です。(中学生)

・学校内だからといって法律を逸脱してはいけないと思うからです。(小学生)

・法治国家である以上、法を逸脱するような取り決めが行われるのであれば、関係者双方の合意が必要になるわけだが、学校という場でそれが実現、担保されるのは難しいと考えるので、よっぽど出ない限り特別なルールは設けずに憲法、法律の範囲内に収めるべき。(保護者)

・ルールの原則から鑑みても妥当なものだと思います。欲を言えば、具体例(この校則は、憲法第○条の違反)をいくつか挙げてもらえると考えやすいのではないかと思います。まあ、本来は違反してないかを確認するのも教員として大切な視点なのですが、数件挙げてもらった方が声をあげやすくなると思います。(教職員)

・日本は法治国家であり、どの組織だろうが日本国憲法や法律を守らなければならないから(社会人)

・あきらかに憲法違反、法律違反のような校則はなくしていくべきだと思います。(教職員)

・日本国が法治国家である以上、民主的に決められていないルール(人治)は無効であり、日本国に存在する学校は例外ではない。(社会人)

・あまりに当然。ただ法の解釈の問題はある。自由権と公共の福祉のバランスはここでも当然出てくるだろう。(教職員)

・それは同然のことであり、教職員はそれを遵守する必要があると考えます。(大学生)

・校則が憲法や法律を越えると、人権が軽んじられる恐れがあるから(保護者)

・憲法や法律の範囲を逸脱した校則の強制は、児童生徒の自由を奪いかねないため。また、憲法や法律以上の拘束力を教員が持つ状態は、教員を増長させる危険性をはらんでいると思うため。(大学院生)

・各条例レベルは法律内なのか、どうするのか?(教職員)

・校則で憲法守らないのはおかしい気がするから(高校生)

・日本は法治国家である以上当然のことである。
一方で、憲法法律に抵触しているか判断する能力とモチベーションが現場の校長にあるかは怪しいので、誰が判断するかは要検討。(社会人)

・ある程度の規則は学校生活に必要なものですが、いきすぎた校則によって学校の本来の役割を果たせていない現状があることいけないと思うから。(中学生)

・現在の校則では、基本的人権が認められていない。(保護者)

・現在学校によっては逸脱している所も多々ある(保護者)

・教職員の偏見によって、生徒の自由と選択の機会が奪われている。そして、精神的にも経済的にも不当に生徒を苦しめている。さらに平等性や妥当性が全く担保されていない。例えば、勤務校でも髪に手を入れるのは禁止という校則がある。生徒は中学の頃から髪質にコンプレックスがあり悩んでいた。親と高校になったら縮毛矯正をやろうねとずっと身体的問題を克服しようと夢見ていたそうだ。中学卒業後さっそく縮毛矯正を行った。この影響でその後ずっと若干明るめの髪質となる。しかし、入学時地毛証明書を出さなかった。(地毛でないので認められたかは分からない)これによって、定期テストの度に行われる検査に毎度ひっかかり、放課後残され指導されることになる。しかも、その際の指導で黒染めさせられた事によりさらに髪が明るくなりまた次の検査でもひっかかるのだ。縮毛矯正は入学前の一回だけだ。その後は指導によって黒染めした影響で次の指導にひっかかるのだ。彼女はこの先永遠に指導を受け続ける。縮毛矯正だろうが黒染めだろうが、手を入れた事に代わりはないのだそうだ。入学前の縮毛矯正で何で指導の対象になるのかと迫られたが私もルールだからとしか答えられない。この事は周囲の教師とかなりやり合ったが、ほとんどの教師はこのようなルールの改正に否定的だ。しかも理由は、学校が荒れるから。以前校則を厳しくして生徒指導が減ったという成功体験がその先生方にはあるらしい。しかし、具体的な根拠は全くない。彼女は母子家庭で毎度の指導で行う黒染めのお金に苦慮していた。このような人権侵害が平気で行われるのが校則である。校則は一律排除でよいと考えている。少なくとも、選択の自由や多様性を阻害するものは全て禁止と中央から通達して欲しい。学校は自浄作用が働きづらい場所なのである。(教職員)

・私が小中学生だった40年前を思い起こすと、教職員と児童生徒は保護者の次に距離が近く、地域の大人がしてこないような関わりが良くも悪くも多かった。良い関わりは、こどもに知識の礎を授け、人生を左右することもある。

一方、悪い関わりとして、様々なハラスメントが起こりやすいのが学校という環境である。親ではない大人(教師)から、粗い口調で物を言われたり、体罰を受けるのは屈辱的だった。昨今は児童に敬語を用いる教員が増え、体罰はご法度とされているが、児童に腫れ物に触るような関わりをするのには違和感がある。こどもの尊厳を冒さないことと、深く関わらないことがイコールではないからだ。

また、教師は保護者の持たない権限を、生徒に行使することができ、生徒保護者と対等な関係ではない。

その環境で教師の自制心のみを頼りにするのは、ハラスメント抑止策としては現実的ではない。教育基本法を知る一般の人は多くはないので、誰もが認知している憲法を根拠としたハラスメント抑止策を講じるのが、最もフェアで浸透しやすいのではないかと思う。(保護者)

・わたしが若い頃からずっと思っていたことで、大賛成。法律で禁じられている行為が学校内だけは許されている現状にずっと疑問を持っていました。(保護者)

・子供の人権を侵害する校則が多く、若者の自尊心を奪い、それが生涯に及ぶ生きづらさにつながっている。会社員(若者自立支援)

・以前、校則に異議を唱えた保護者が学校側から「法律は法律、校則は校則だ」と言われた、という趣旨の話を聞いたことがあります。ローカル・ルールが憲法や法律より優先されることはあってはならないと思います。(社会人)

・校則最大の問題は人権の侵害だと考えています。それを防ぐためには個人の自由権を基本とすることが必要であり、逆に権利制限可能な場合を例外と考える必要があります。その際、合理的な説明ができること or 当事者合意の得られることなどを例外的に権利を制限する要件とすべきだと思います。その点で、ガイドラインに示されていた服装、髪型等はまさに要件を満たしていない例であり、撤廃すべきだと考え、賛成します。

また、これに当てはまる校則の撤廃に当たっては校長、最悪でも教員が責任を持って行い、生徒に校則変更の際に負担をかけないように配慮すべきだというのが私の考えです。校則の変更を「ルールメイキング」として生徒の学習に用いる場合が優良事例として報告されることがありますが、上記のような明らかな人権侵害校則を撤廃するのは、生徒に安全で安心な学校生活を提供する学校の義務であり、生徒への負担を介さず撤廃することを求めたいです。(大学生)

・守るべきは根拠の無い校則ではなく、子どもの人権だと考えます。学習そのものに関係ないことまで規制すべきではない。(保護者)

・本来当然のことだと思います。特に公務員においては憲法尊重擁護義務もあり、憲法に基づいた教育を行うことは「義務」でもあります。(教職員)

・髪の色などを規定するなど本来個人の自由を奪うものでもあり、憲法から考えてもおかしなものであります。

国の法律や都道府県の条例が憲法から逸脱しないように制定されているのにそれ以下の学校内の校則がそれを逸脱することはあってはならないと考えています。(社会人)

・趣旨には賛同である。

「外泊禁止」といった校外生活にかかわる束縛は、校則に掲載されていない生活指導の部分で行われるものも多くあると思う。「校則に掲載されていないから、指導としてはやってもいい」という理解にならないようにする必要がある。(社会人)

・「校則は、生徒を縛るためではなく、個人の自由を保障するためにある、という前提」から導かれており画期的です。(教職員)

・進路選択の有無に関わらず、学校は児童・生徒にとっての社会でなければなりません。学校の中だけでしか通用しない、意味を持たない校則は、社会の中で自分はどう生きていくかを考える機会を奪ってしまいかねません。

自宅から一步出たらどこに行こうが、日本の憲法、法律を守る必要があること、憲法、法律に守られているということを学ばせたい。学校も自宅外の一社会であると認識して欲しいからです。(教職員)

・概ね賛成だが、各自治体独自の条例も原則守らなければならないと考える。香川県の「ゲーム条例」など納得のいかない条例がある自治体は、大人(市民)や18歳以上の生徒が条例を変える努力をしつつ、その条例を校則に反映すべきか否かの議論をすべきと考える。(保護者)

・学校の「指導」の際や大人が子どもに説明するとき、校則はルールであると言いながら実際には法的根拠がないことを十分に伝えていないと思います。

校則をルールとするには法律の体系のうちに収めることが必要であり、最高法規に反する規則はありえないという原則を確認することは、個人の自由を制限する性格のある校則を存在させるには欠かせない前提ではないかと思います。

いまの学校は他人である生徒の髪型を規制するなど当然のように個人の自由に踏み込んでいるように思います。個人は生まれながらにして人権をもっていて自由であること、それが当たり前で認識される学校であってはじめて、自分自身を大切にする子どもが育つのだと思います。理由なくかける制限がイレギュラーなものであると生徒が認識するきっかけと裏付けが必要です。

憲法と法律の体系を学ぶことは主権者教育にも繋がります。中学校、高等学校では社会科の各教科との兼ね合いでも扱うことに無理はないですし、推進してほしいと思います。(非常勤教員・不登校生徒保護者)

・理由は言うまでもない。学校は治外法権ではない。学校という内輪のルールが法の上位になるはずがない。また、子どもの権利条約も忘れてほしくない。(保護者)

・賛成というより、当たり前でない事に憤りを感じます。(既婚者ですが子供はいません)

・「校則の内容は、憲法、子どもの権利条約、法律の保障する子どもの人権・権利を侵害してはならない」という趣旨として賛成します。校則による子どもの人権・権利侵害をなくす必要があるからです。子どもの人権・権利侵害の有無・程度等を判断するためには憲法、法律だけでなく、子どもの権利条約も含める必要があります。(弁護士)

・私の中学校も「標準服」という名の制服がありましたが、三年間を私服登校で過ごしました。校長や副校長と何十時間も議論しましたが、当時の私の主張はまさに憲法に基づいていました。特に、憲法第十三条による幸福追求権から、公共の福祉に反しない限り、自由が認められるべきだと訴え続けました。学校側は「憲法や法律は学校に立ち入らない」と反論していたので、ガイドライン案1が適用されれば、子どもたちの権利が明確になると思います。(大学院生(博士))

・憲法、法律は学校内でも適用されるはずだと思うからです。また、憲法や法律の範囲を逸脱しないためにはそれらを知る必要があるため、皆で考えればいい勉強の機会にもなると思います。(中学生)

・考え方としては賛成です。

ただ法律論を持ち出すのであれば、書き方としては一般法・特別法を意識された書き方にしたほうがよいかわかります。「特別法は一般法に優先する」という原則があり、校則がその特別法とみなされるかと思えます。こちらをキーワードに理論武装されるとより国に響くガイドラインとなるかと思えます。労働関係の訴訟で就業規則が違憲とされた例等を参考にするなど、見えそうな事例を援用することも有効かと思えます。(保護者)

・至極当然。また生徒間のいじめや先生からの様々な暴力も認められないのは憲法に基づく事を説明できる。学校内だけが特別に許される空間ではない事を明記すべき。(保護者)

(反対)

・「憲法、法律の範囲を逸脱」する規則などあってはならないもの。こんなことをガイドラインに書かなくてはならないこと自体が問題。(社会人)

・理想の将来像を言えばそうかもしれないが、最初から校則の範囲をそこまで制限するのではなく、徐々に緩くして影響を見るべきだと思います。(保護者)

・ある校則の制定・改廃を校内組織で審議するにあたり、違憲判断とする主体は誰なのかが不明。そもそも違憲審査は裁判所の権限であり、国会審議の結果制定される法律でさえ、違憲審査は訴訟になってからである。校内組織が「この校則は違憲だから廃止」と判断するのは法的手続き上、権限の逸脱であり、分を弁えない行為である。

また、校内での窃盗事案を犯罪として法律の適用を謳っているが、学校・教師は警察ではないということは常に言われ続けてきた。わざわざここでそれを注釈しておくことで、教育現場が事務的になる危険性は考えなかったのだろうか。(教職員)

(どちらとも言えない)

・基本的には賛成ですが。

>法律以上に厳しく制約する場合は とあるのは、結局「治外法権」の存在を認めていることになる。別の表現が必要なのではないか。

(確かに「標準服の制定」であれば、法律の根拠がなくてもできる。アルバイト禁止やアルバイト許可制はどうなりますか？)(研究者)

・逸脱の方向による。今の憲法でも、まだまだ人権を守りきれていないと思う。子供の人権を最大限に守って欲しい。(保護者)

・子供の権利に関する条約と地域によっては条例を持つ自治体もあるので、両者も盛り込むべき。(保護者)

・子どもの権利条約も「法律」に含まれますが、やはりここで明記しておく必要があるように思います。また、「逸脱してはならない」という消極的規定だけではなく、「校則の内容は、憲法および法令の範囲を逸脱してはならず、子どもの権利条約の趣旨・規定を十分に踏まえたものでなければならない」などとしてはどうでしょうか。(社会人)

・この原則のもと、全ての学校で学校長や教職員がまずこの洗い出しを行い、不必要な校則はすぐさま撤廃する。

学校長、教職員は今までの校則が当たり前なので、何を洗い出せばよいかわからないのではないかとと思います。

第三者的な立場のかたが洗い出しに参加するのがよいのではないかとと思います。(保護者)

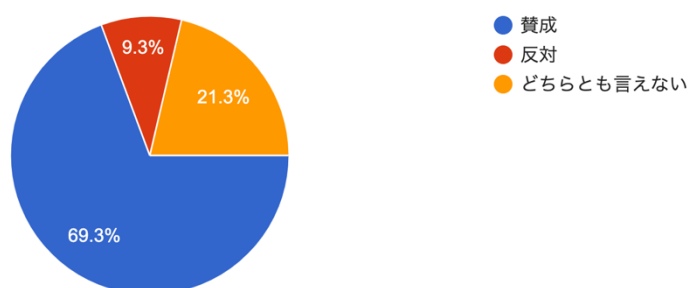
・基本は賛成です。しかし、「※この原則のもと、全ての学校で学校長や教職員がまずこの洗い出しを行い、不必要な校則はすぐさま撤廃する。」とガイドライン案2「校則の制定・改廃は、学校長、教職員、児童生徒、保護者で構成される学校運営協議会や校則検討委員会等で決定する」とバツティングするため、撤廃ではなく校則の停止・凍結を行い、ガイドライン案2の中で協議する、もしくは、ガイドライン案2に例外を設けることがプロセス的には妥当です。

個人的にはガイドライン案2の意義を考えた場合、前者の憲法、法律の範囲を逸脱した校則の停止・凍結が良いと思います。(社会人)

・制服、頭髪、外泊禁止等はそれぞれ章立てして、「なぜブラックなのか」や「どのような校則が適切か」を丁寧に説明してはどうか。※では扱いが軽すぎると感じます。部活動ガイドラインが具体的に活動日数や活動時間を休養日を示したように、ガイドするものでなければ、生徒指導提要同様に曖昧なものとなってはしまわないか。(教職員)

問 3: ガイドライン案2「校則の制定・改廃は、学校長、教職員、児童生徒、保護者で構成される学校運営協議会や校則検討委員会等で決定する」についてどう思いますか？

ガイドライン案2「校則の制定・改廃は、学校長、...委員会等で決定する」についてどう思いますか？
150件の回答



問 4: その理由について教えてください(回答一部抜粋)

(賛成)

・校則には生徒や保護者の意見が反映されるべき。これからの時代に即した内容に随時更新するべきと思います。(中学生)

・学校に通って授業を受ける立場の人間として、生徒の声は校則に反映されるべきだと思うから。学校側の考えも大切だが、生徒の不満や意見を無視することはあってはいけない。(中学生)

・実際に校則で縛られる生徒自身に関わる必要があると思うから。ただし今ある理不尽を主体性というキラキラした言葉で飾って生徒に無責任に押し付けてはいけないと思う。(中学生)

・みんなで話し合い、合意してから決定するのがいいと思ったからです。(小学生)

・私の学校では生徒総会で校則関連が出た場合、職員会議で検討され来年度以降反映せれることがあります。生徒総会では出せる意見の数が限られていたり、職員会議でどのように決められているのかわからないため、(生徒会本部と生徒指導の先生の間ではそういう機会が作られつつありますが)別で校則を検討する機会を学校として作って欲しいです。また、学校長と教員のみによって作られているため、校則に関わる人みんなで作っていけるようにして欲しいです。(中学生)

・学校関係者以外の第三者、外部の視点を入れる必要があると思う。残念ながら PTA や学校運営協議会、運営連絡協議会などは、どちらかといえば学校寄りに立つ人員がほとんどで、客観的、批判的な意見が構成されにくいのでは無いかと危惧します。ですので、校則検討委員会など外部の人員を多く含んだメンバーで議論する必要があると思います。またその議論は議事録を残すのみでなく、基本は誰でも傍聴可能にするなど、オープンな場で行われるべき。(保護者)

・児童生徒にも校則を変える権限を持たせて欲しい。(保護者)

・校則の変更を授業として取り上げてしまうと、教員が許す範囲での変更しかできない・生徒が教員に忖度してしまうことが考えられる。教員・保護者・生徒が報復等の恐れのない環境で意見を言える場が必要だと思う。(社会人)

・賛成であるが、校則検討委員会に参加している人が対等に扱われる条件を整えるためには、議事録ではなく傍聴ができたりネットで他の生徒が視聴できたりするような透明性の確保が大切ではないか。(教職員)

・校則というのは曖昧な部分が多くあり、ただ何となく伝統という形であるものもあります。教員でも特に若年教員の中には、そのような校則に対し疑問を持っている人は一定数いると推測されるので、公の場で平等に校則について話し合われることはとても重要だと思います。(大学生)

・これも当たり前のことですし、こういう場があればそこに関わる全ての人が民主的な合意形成について学ぶことができると思います。(教職員)

・教育は学校だけで行うものではない。校則によって、学校と生徒・保護者が対立関係になってはならない。(教職員)

・熊本市教委のガイドラインで定められているように、このような協議会・委員会等による検討と確認を少なくとも年度中に1回行なうべき旨、定めてもよいと思います。(社会人)

・教師はよく、「生徒の自主性に任せて生徒たち自身で作った校則です。」と言い訳する。が、その「生徒」というのは、往々にして教師のお眼鏡にかなった教師に忖度する生徒だったりする。なので、そういう生徒たちやそれをヨシとする教師たちだけに任せることで、より一層厳しい校則になっていった事例は多くある。(保護者)

・「学校」という閉じた空間にいる人だけで、校則が管理されている状況に違和感を感じるから。現状は「過去にできた校則を守り続ける」が目的になっているため、子どもの意見をまったく反映しない。子どもに「意見を出して、社会をよりよくする」という視点も磨かれるので、教育的にも必要。(保護者)

・児童生徒あるいは保護者は、校則を適用される立場であり、最初に声を聞くべきだ。しかし自分のこども以外の状況に詳しくない分、近視眼的であることは否めない。

教職員はトラブルを未然に防ぐために校則を用いたがっているふしがある。教員の役割が多過ぎて、平穩に過ごすので精一杯という気持ちはわかる。

しかし、こどもにとっては痛くもない腹を探られているかのようで、教師との信頼関係を築きにくくなっているのではないか。

一律に適用される校則を作るにあたって、教員の現実的な意見を聞き、それに呼応する形で生徒保護者と教職員がざっくばらんに話し合えるような仕組みが必要だ。

校則の弊害は、校則を守るこどもにこそ、後々に顕在化するのではないかと思う。厳しい校則を守らせる学校によって出来上がるのは、目上の顔色を伺うのに、目下や弱者の思いを無視し社会を良くする行動には消極的、そんな人間ではないか。

それでは自主性を重んじる国々との競争には負けてしまう。(保護者)

・権利・自由を制約するルールは民主的手続きによって定められるべきだから。(弁護士)

・時間はかかるかもしれないけれど学校こそが民主主義の仕組みを体現してもらいたいと思うから(保護者)

・児童・生徒はこれまで学校の主体であるはずが、実際には客体として扱われている。児童・生徒が真に「学校の主体」たりうるためにも、積極的に関与する必要がある。(社会人)

・児童、保護者は毎年変わるので、年度初めには毎年全員に意見を聞いて決めるべき。現代はスマホなど、オンラインで全員参加も容易なので、代表だけで決めるのは良くない。(保護者)

・息子たちの通う学校にはそのシステムがあり、必要最低限の校則しかなかった。しかし大きな問題は起きなかった。制服はなく、金髪や赤、緑の髪色の子がいるが、みんなおしゃれを楽しんでいるだけ。自由には責任が伴うことも伝えられている。(保護者)

・広く議論の場がなく、校則成立の過程が不透明であることや、学校と保護者の責任の範囲を明確にする必要があるから。(教職員)

・実質生徒に何の権限もない現状よりはいいから。高圧的・支配的な校長や生徒指導教諭がいる場合にちゃんと機能するのは不安が残る。合意が得られない校則は自動的に無効、ぐらいの強力なシステムがほしい。(社会人)

・学校を民主的な場にするために必要不可欠な組織だと考えます。こうした組織をガイドラインに位置付ける意味は大きいと思います。(教職員)

・校内民主主義を達成するためには生徒の参加が重要です。なので、各地の成功した先行事例だけではなく、具体的な失敗事例を広く学校・生徒間で共有できると良いです。(社会人)

・長野県辰野高等学校の三者協議会や長野県松本深志高等学校、都立北園高等学校での自治が実証してくれている。立場を超えて、対話を重ねることが重要。(教職員)

・子どもの権利条約に子供は意見を言えるとある(子どもからの電話相談を受けています)

・趣旨には賛同である。

「地域の声」も入れる観点を付け加えてはどうか。自治会の代表や地域の企業代表者を議論に参加させるなど。(社会人)

・校則の制定・改廃手続きを具体的に提示することは決定までの過程について透明性を確保するために必要だと思います。

一方で、すでに(1)で排除されなくてはならない校則がある場合に、きちんと整理されないまま校則を改める手続きを行ってしまうことのないような方策があるとよいと思いました。

学校と生徒との力関係がアンバランスであることを考えると次の二点について気になります。

まず、生徒会が主導する場合、例えば学校は生徒会の議決を尊重して必要な手だてを講じると明記するなど、対等ではない力関係を調整するための指針があるとよいのではないかと思います。

もう一つは、生徒が、学校が定めたいとする校則に対して反対の意見を表すことや投票することで不利益を受けることがないように、意見表明と投票の自由が保障されることも明示しておくことが必要ではないかと思います。

各意見を尊重する、は生徒会にとってはたいへんな労力かもしれませんが、必要な文言だと思います。例えば、改定案に反対の意見をもつ生徒、また校則の規定が原因で登校できない生徒の意見も切り捨てられる心配が少なくなるとすると、結果として納得できる議論を作りあげることにもつながると思います。ぜひ取り入れていただきたいと思います。(非常勤教員・不登校生徒保護者)

・子どもの人権・権利として、教育および学校においても、子どもの意見を聴かれる権利、安全で意味のある参加の保障が必要であるからです(子どもの権利条約12条、国連子どもの権利委員会一般的意見12号パラ105～114、132～136など)。(弁護士)

・学校は誰のために存在するのかを理解していれば、ガイドライン案2は当然の内容です。(大学院生(博士))

・この上ない主権者教育の手段だと思うから。(社会人)

・賛成だがPTAを含めるべきではない。PTAと保護者はイコールではない。PTAは任意加入するものであり、任意加入である人物を含めるのはおかしいから。(保護者)

(反対)

・生徒達だけで討論を行い、大人の意見はあくまで参考意見とするべきだと思います。それは、校則自体に反対しているからです。(既婚者)

・学校のルールは児童生徒が主体的に決め運営するのが好ましい。大人がひとりでもまざると、未成年の抑圧となる可能性がある。基本的に児童生徒には普段の生活も学校生活も含め選択権がないに等しい。(保護者)

・学校のきまりが子どもたちにとってよりよいものになるためには、校則を自分たちでつくっていく、変えていけるという場が必要だと思っています。ただ、そのための組織をこのようにガイドラインで強めに設定されてしまうと、このガイドラインそのものが押し付け感を帯びてしまい、受け入れられにくいものになると思います。

とくに、「生徒会は～」の部分、学校によっては、生徒会がどちらかという行事の請け負いのような機能になってしまい、校則を考えていくためには有志のプロジェクトチームを募るようなやり方でするのがいい場合もあると思います。

ここは、あまり断定的な書き方はせず、生徒をはじめ学校にかかわる多くの人がかかわるように促しながら、その組織や方法は各学校で考えるような形のほうが受け入れられやすいと思います。(教職員)

(どちらとも言えない)

・保護者の範囲が不明瞭である。保護者の代表はPTA幹部としてもその人が保護者ではないケースも存在する。クラス代表は明らかに人員過剰だ。保護者の代表者選定方法を明確にすべき。

また、検討委員会には弁護士などの法の専門家を配置すべき。学校、保護者に専門家がいるとは限らない。(大学生)

・内容には頷けますが、こう書くと、「そんな時間なんて無いから、今のままで良くない？」となってしまい、なかなか改廃に至れないのではないかと思います。(教職員)

・委員会で決めるのは賛成だが、学校側から変な圧力をかけられない様に弁護士を入れるべき。(社会人)

・主体となる学習者は児童生徒であって、校則運営委員会の構成を考えると、学校側は荒れることを危惧して見直しに応じないだろうし、保護者側も世間体を考えて反対することが考えられる。よって児童生徒以外はオブザーバー参加が妥当であると考えます。(高校生)

・賛成だが、身なりの校則についてだけ言えば、決定プロセスよりも社会における見た目差別の方が問題であり、決定プロセスだけでは解決できない。むしろ抑圧的な校則が社会的差別を理由に学校と保護者によって支持され、合法的に生徒の権利が抑圧される例も増えるのではないか。(教職員)

・保護者と保護者を代弁する第三者がいてもいいと思う。私が、PTA 役員の時に、熱中症対策で管理職に話をしたら、中学校の職員の娘に対しての態度が冷たくなり、修学旅行では娘は泣きながら帰った(保護者)

・規則の制定・改廃は様々な人の利害が複雑に絡み合って想像以上に難しい。このガイドラインによっても児童生徒の意見が無視されるという事態は十分にありうる。この際、服装・髪型等に関する校則は全廃するのが妥当ではないかと考える。(社会人)

・現在の教育機関では学校長及び教職員が絶対的地位を持っており、その他の構成委員の意見が反映されるとは思えないから。(社会人)

・学校長や教職員が児童生徒や保護者の話をまともに聞くとはいえず、結局は学校側の声が大きくなってしまいそう。また、そうした話し合いに参加する児童生徒はいわゆる「真面目な子」が多く、少数派の児童生徒や既存のルールに息苦しさを覚える子どもたちの声が出るとは疑問に思う。(大学院生)

・基本的には生徒が主体的に決め、それを教職員・保護者が検討し、多数が反対となければ承認、という手順ならよいと思います。控訴のように、再申請もあり。(保護者)

・協議会や委員会を作っても、それが生徒の意見や人権などを尊重する形で適正に運営されるかどうかは不安がある。(社会人)

・無意味な校則を撤廃するのに、回りくどい方法をとると、改善まで時間がかかりすぎる。しかし、話し合いが必要な規則もある。場合によって柔軟にすべきだと思うから。(教職員)

・学校運営においては、内申で子どもの進路を左右できる学校側に圧倒的な力がある。児童生徒側をサポートできる中立的な立場の第三者(オンブズマン)の参加を必須にするべき。(保護者)

・先ほどの続きになりますが、その場合協議の対象となる校則の条件を定めておく必要があると思います。あらゆるルールを協議していたら労力・時間の消耗が激しく校則の改善が現実的でなくなることを懸念します。

また、生徒の参加は非常に重要な論点だと思いますが、生徒がどの程度教師から独立して自治活動を行うことができるかが、学校の現環境や生徒の能力にかなり依存するように思います。

これらの理由から、合意の形成に全者が参加することを必ずしも求めるのではなく、現状通り校長に校則の制定権を認めたまま、そこに保護者や生徒の意見を反映する義務を課すという形式も可能であると考え、提案します。(大学生)

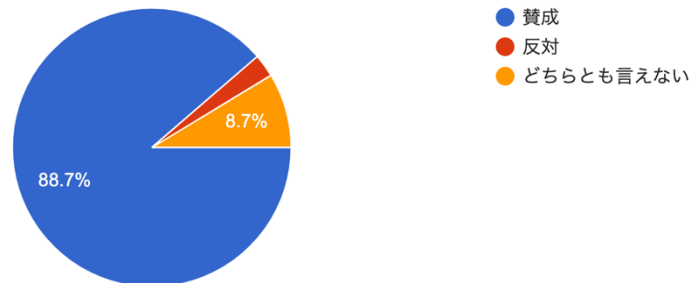
・検討会に参加されればわかると思いますが、つつがなく会が終了することがゴールです。その前段階に学習会、講演会などを限られたメンバーのみではなく自主的に参加してもらうことが必要。当事者の知識の底上げあつての検討会であるべき(学校評議員)

・地域の方も入っていただいたらどうでしょうか。学校は地域の方とともに創るところでもあるので。(教職員)

・個人的には非常に民主的でありそのような校則制定を行う学校には自分が学生だったら行きたいし子供にも行かせたいと思いますが、一様に民主的な定め方を示すのは、公立はいいとしても特に私立の場合は学校側としては抵抗が大きい気がします。彼らも学校組織としての自主性を保つ必要があると思いますので。ガイドライン案4で校則が公開されることによる自然淘汰が望ましいと思う一方で「民主的に決める校則の場合はこうするとよい」というリファレンスになることはよいことだと思うので、強制しない形であればその考え方はテンプレートとしてあつてよいと思います。(保護者)

問5:ガイドライン案3「すべての児童・生徒に「合理的配慮」を行い、少数の声に配慮する」についてどう思いますか？

ガイドライン案3「すべての児童・生徒に「合理的...少数の声に配慮する」についてどう思いますか？
150件の回答



問 6: その理由について教えてください(回答一部抜粋)

(賛成)

- ・生徒みんなが笑顔で学校に通えることが何より大切だと思うため、1部の人にとって居心地が悪い空間があってはいけない。学校が生徒たちが個性を発揮しお互いに尊重しあえるような場所であってほしいから。(中学生)
- ・合理的配慮は法律でしなければならないと定められているから。また、正しい理解や配慮がなければいじめなどの温床になりかねない。(大学生)
- ・「多数派の横暴を防ぐ」という論点は、大切と考えます。(研究者)
- ・合理的配慮と一口に言っても、なかなか難しいと思うので、具体例などをあげてはどうか。(保護者)
- ・誰一人として同じ子供はいないので、全ての子供に配慮できるようにして欲しい。(保護者)
- ・法的根拠のない校則によって子どもが不登校を強いられているのは明確な教育を受ける権利の侵害である。障害のある人・性的少数者・校則を拒否する人を一部の人間の都合で学校(公共の空間)から排除することは過去の優性思想に基づく差別が思い起こされる。この世のどこに行っても自分に都合のいい人とだけで生活することはできない。(社会人)
- ・少数の意見は反映されにくいので、少数の意見こそを校則に取り入れるべき。(教職員)

・少数の声は大多数の大きな力に埋もれてしまいがちです。現在多様性が重視される中で、少数の声はとても重要であると考えます。(大学生)

・運動会の組体操での事故、熱中症危険の予報の中での炎天下の部活など、少数だから無視していい訳では無いと思う(保護者)

・合理的配慮の概念(感覚?)が、年長世代にこそ共有されてほしいと願っている。(保護者)

・配慮する上で人員が必要になることが想定される為、ただでさえ不足している教職員の人員確保の理由としても用いることができるから。(社会人)

・どのような子どもにも、学校で居心地良く教育を受ける権利があるため。また、少数派を排除、無視してよいという態度は教育現場で容認されるべきものではないため。(大学院生)

・多様性を認める、を実施するため。校則による不登校、という理不尽をなくすため(保護者)

・ごく一部の反社会的な生徒を制圧するために作られた、古い時代の校則を全員に当てはめるのは無理がある。校則で想定している服装や髪型は、五体満足、標準体型、肌色、髪質、など多数派に属する生徒を基準にするかのような内容が多い。

しかし子どもそれぞれ、生まれた環境の文化を背負い、遺伝的素質や健康状態はばらつきがある。その多様性こそが人間が繁栄してきた理由であるから、尊重されるべきである。

そしてそれらを詮索されない権利も保障されるべきである。

本来、安全な学習環境を提供するために作られた校則によって、抑圧され差別されることも出てはならない。(保護者)

・子供に発達障害があり、特に触覚過敏で制服を着ることができず堂々と登下校することを許されなかった経験があったので全ての場で合理的配慮を行って欲しいと願うため(保護者)

・性的マイノリティや発達障害者への合理的配慮は社会の趨勢であり、学校だけが旧態依然としてはいけない。(社会人)

・多くの生徒にはそれほどではなくても、一部の生徒にとっては学校に行きたくなくなるほどの苦痛である場合もある。できる限りすべての児童生徒に苦痛のないものにすることが大切だと思うから。(教職員)

・「障害者だけでなく」の文言に拍手を。グレーゾーンの人や HSC の人、いわゆる天才児も日本の学校は生きにくいと聞いた。人口も減る中、個々の個性や特性を殺さない、活かすための努力が必要。(社会人)

・合理的配慮を行なうためには、建設的対話をする必要がある。そこに少数者の声を入れないことは考えられない。(保護者)

・多数決が民主主義のルールと思われがちなので、必要。(保護者)

・人種や障害、性別等により心身の個人差があるのは当然のことであるにも関わらず、個々人を特定の枠に嵌め、はみ出した部分を切り捨てさせるような校則が多いのが現状だと思います(髪の毛の黒染め強制等)。当然の個人差が教育を受ける権利を阻むのは良くないと思います。多数が「少数の声に配慮する」というよりも、個人差を受け止められる柔軟な校則が望ましいと考えます。(社会人)

・生徒に同質性を求めることに限界があり、特にそれがマイノリティへの配慮という点で、問題になると考えるため、賛同します。

一方、制服が貧富の差を見えにくくするなど、生徒全員に同質であることが課されている状態が少数派にとっての救いになっているという局面を想定しておく必要があると感じます。極論、生徒集団内で意見が真っ向から対立した際、「少数派に配慮する」が故に結論がつけられなく可能性があります。(現実の民主主義がそうであるように) 事前にある程度の限界を認めておかなければ、人権侵害的な校則を擁護する根拠としても逆利用されかねないのではないかと思います。

(大学生)

・個性を伸ばすと言いつつ、ひとつの型にはめようとするのは整合性が取れず、教育に対する信頼を失いかねません。(保護者)

・合理的配慮をまだ知らない教師が多すぎるから、周知するうえでも、必要だと思います。(保護者)

・例を挙げますが、仮にムスリムの生徒がいて、その生徒に強制的にハラールではない給食を食べさせるなどの行為があったとしたら、それは心情の自由の侵害であり、その生徒に対しても苦痛を与えることになるため

このように、生徒の基本的な人権を侵害してはならないため(大学生)

・賛成します。ただ、現在の社会、特に学校では「合理的配慮」が「思いやりを持つこと」といったように誤解されていることが多く、このガイドラインを作る上ではまず教職員への研修、児童生徒への授業が必要だと思います。(教職員)

・色々な髪質、癖毛、髪の色があって良いという文化になってほしい(保護者)

・文部科学省から通達も出ている事項。周知徹底が不十分であるので、再度、注意喚起していただきたい。また、合理的配慮を真の意味で実現するためには、教職員の更なる加配が必要であるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員、育成に国をあげて取り組んでいただきたい。(教職員)

・賛成ではあっても、例えば色覚過剰や些細なことでも気が散りがちの子どもがいたとして、学校にそれぞれ好きなキャラクターの持ち物を持ち込み、少数派の子どもが授業中落ち着かなくなった事例もあります。そういう面で完全な合理的配慮というのは不可能だと考えます(学校評議員)

・趣旨には賛同である。

しかし「合理的配慮」の内容がややわかりにくい。

これまでも校則は「学校が教育目的を達成するために必要かつ『合理的』な範囲内において定められるもの」とされてきたが、本項でいう「合理的」のさす内容は、上の文で使われている合理性とは内容的に異なることを強調したいのではないか。

集団を管理する側にとっての合理性ではなく、「個にとっての合理性(=個々人の特性や個性が尊重されることこそが、ここでいう合理性である)」であるということが、文中で明瞭に示されると、さらに趣旨にかなうものになるのではないか。(社会人)

・「合理的配慮」こちらについてはガイドライン作成検討会議第3回にて、西郷先生のお話がずっと頭から離れません。

ある子どもの困難を解消した結果、ほかの子どもにもよい変化をもたらすことになったというお話です。

案にも書かれているとおり、合理的配慮は一部の生徒だけが対象になるのではなく、「みんなが同じでなければならない」という圧力のようなものが校則をとおして子どもたちに伝わり、苦しさを感じたり学習への意欲をそがれたり、学習の機会をも奪われている生徒を救うことにもなります。また、現在、合理的配慮を受けるためには、自分はみんなと違っている、外れているということを申告しなくてはいけなくなっていることは改善してほしいと思います。

一人ひとり違う人間を前にして、違うことを申告させるなど、人格を育成する教育の現場にあってはならないことと思います。

自尊感情や自主性は、自らに力があると気づいて、考えたり行動できるということだとすると、みんなと違うかどうかよりも自分自身を大切にできる環境になるように、学校が変わっていくことを願います。

発達に特性をもち不登校の子どもと過ごすなかで、同調圧力が、私も含めあらゆる判断や思考のすみずみにまで染み付いていることを感じます。当事者になって気づくことも多いと感じます。実際に改定した例などをすぐに参照できるしくみがあるとよいと思います。

ガイドライン作成検討会議のみなさまが、みんなと同じになれない子どもたちに気付いて、考えてくださっていることは会議を拝見するなかでとても強く伝わりました。勇気づけられることも多くありました。

個々の子どもの個性が尊重されるように努めてくださり、ありがとうございます。(非常勤教員・不登校生徒保護者)

・ただし、個別対応を増やすために必要な人的配置も併せて行う、というのが必要な条件だと考えます。末端の教員の無限の残業によって実現する、というのはナシだと考えます。(教職員)

・出来れば「合理的かつ心理的配慮」としてもらいたいです。心理的配慮がなければ、全て人間が被害者と加害者に分けられ、分断が起こります。問題解決のためには、分断を助長する事より、一時的に加害者と被害者に分けられた人が、お互いを理解するためにはどうしたら良いかというプロセスがないと、同じ学舎に共存する事自体が苦痛になってしまうだけではないでしょうか？(既婚者)

・「合理的配慮」という内容がファジーであるため校則を定めて運用する側に都合よくつかわれる可能性があるかと思います。昨今流行りのSGDsなど、ポリティカルコレクトネス的に世間一般的に反論しにくい概念を用いて、ガイドラインとしての守りを固めたほうが本ガイドラインの理念に沿う運用の助けとなるかと思います。(保護者)

・本来ならば多数、少数に関わらず、生徒児童の個々の「自己決定権」を絶対とするだけの事。ただ、あえて「少数の権利」を明記することに反対はしません。(保護者)

・障害のある子どもの保護者の立場として申しますと、ガイドラインに合理的配慮(本来の訳の意味では、合理的調整とのことです)の文言があることが前進と感じています。

現実問題としてですが、校則問題以前に、入学時から一般の教育制度から障害のある児童生徒が排除される構造が現在の日本の学校教育にはあるため、すべての子どもが包容(包摂)されることが大前提とし目指してほしい。

障害者権利条約により障害の概念は「医学モデル」から「社会モデル」へパラダイムシフトしています。この概念が共有できると、障害は児童生徒にあるのではなく、学校のシステムや校則にあると捉えられ、その障壁を調整していける動きにつながっていけると思う。

(障害者権利条約とあわせ、一般意見 4 号も参照)(保護者)

・声をあげるのはたった一人でも、その後ろには声をあげたくてもあげられない人がいる。たった一人のためにみんなが合わせる、という捉え方ではなく、誰もがそのたった一人になりうることを想像したらいい。当事者意識を持つこと。(保護者)

・その方が好ましい教育効果が得られるから。また子供は社会の宝であり、宝として大切に扱ってもらえたという感情が将来サポートする側になった時に社会へ還元されるから。逆にずっと端っこにいてサポートがなかった子供達が社会へ何かを還元できる、またはしたいと思う確率は低いと考える。(保護者)

(反対)

・全員の利益になる規則などありえない。どんなに「合理的配慮」をしようとも不利益になる生徒は必ず出る。少数派に配慮すれば多数派が不利益を被ることになる。ガイドライン 3 は実現不可能と言える。むしろ少数派に配慮が必要な校則は廃止が妥当と考える。(社会人)

・合理的配慮の定義が不明確。このように解釈でどうとでもできることを、わざわざガイドラインにすべきでない。何が「合理的」で何が合理的じゃないのか？何を根拠にそれを判断するのか？「配慮」も非常に曖昧で、多数派にせよ少数派にせよ、意見に対して、どういった対応をするのかこれでは全くガイドラインを示したことになる。「考えただけで何もしない」状態も解釈によっては配慮なのでは？もっと具体的にすべき。(社会人)

(どちらとも言えない)

・障害を持った生徒を普通教室で教育したいという保護者が実際にいたが、その1人が出来るような教育内容にするために、他の 240 人が本来する予定だった教育の内容を落としたということが少なからずあった。教員も複数駆り出されそこに膨大な労力もかかっていた。教員は激務でありその生徒だけの特別対応に裂くことができる労力は限られている。そのツケは日頃の授業準備時間で調整され他の生徒への教育サービスに並々ならぬ影響が出ている。出来る合理的配慮はすべきだが、全ての個々生徒に寄り添うというのは机上の空論である。それを目指すなら先に、学級人数の半減。持ちコマ数の半減をすべき。教員数が3倍になるかもしれないがその覚悟が政府にあるなら、是非進めてもらいたい。(教職員)

・どちらとも言えない: マイノリティへの配慮は必要である。しかし例えば少数の生徒がブラック校則を許容した場合、それを理由にブラック校則が温存される危険がある。

配慮すべき事柄を予め限定し明確にする必要がある。

例えば少数への配慮は性的な事柄などの人権を守る為に限定するなど(社会人)

・やってあげたいけど、ひとクラス 40 人では無理。20 人にまで減らして欲しい。(教職員)

・例えば普通科高校においても合理的配慮を求められるように通達が来るようになったが、そもそもそういった配慮が必要な生徒に普通科は対応していないし、そのために特別支援学校があるのである。性的マイノリティーの生徒に関しては臨機応変に対処すればいいだけである。義務教育諸学校についてはこの案の適用は必要だと思う。(教職員)

・誰も合理的配慮へは反対はしないと考える。問題は、合理的配慮に気づくこと、声を拾うことにあると考える。学校のキャッチアップの体制について具体的な提案ある内容だとさらに良い。(教職員)

・生徒の同調圧力や異なる格好の者を仲間外れにしたがる意識をどのように教育するかもセットで考えねばならない。(教職員)

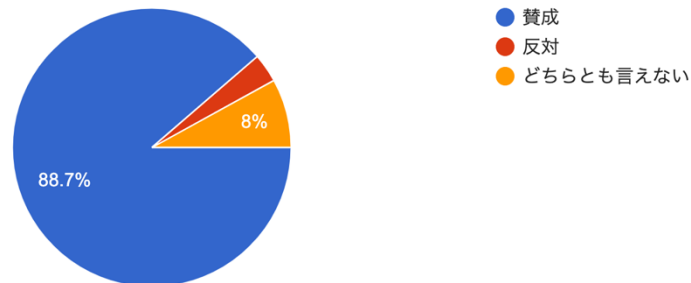
・「児童・生徒ひとりひとりに合理的配慮がなされなければならない」がいい。(保護者)

・校則の目的がおとなと子ども、子ども同士がお互いの人権・権利を尊重しあい、お互いの人権・権利を調整し合うことなどであるとすれば、校則の内容は広く明確に知らされている必要があります。また、内容の妥当性を広く検討できるようにするためにもHPで公開する必要があります。(弁護士)

問 7: ガイドライン案 4「校則は HP に公開する」についてどう思いますか？

ガイドライン案4「校則はHPに公開する」についてどう思いますか？

150件の回答



問 8: その理由について教えてください(回答一部抜粋)

(賛成)

・公共物である以上情報公開は当然と考えます。公開していないとは驚きです。おかしいと思います。(中学生)

・学校の校則や校則による指導が閉鎖的になってしまうことを防げると思う。(中学生)

・誰でも見れるように公表し、公表できないようなものは作るべきではないと思います。また、公表されていないのに校則として存在するルールをなくし、校則は公表されているもののみにするべきだと思います。なぜなら、明記されていない校則があっては何をしたいのかしてはダメなのかわからなくなるからです。(中学生)

・あらかじめ公開しておくことで、入学前にその学校について知ることができるし、学校を選ぶときの基準に新たに校則が加わり、より自分にあった学校を見つけられると思います。(中学生)

・校則を事前に知ることは受験者の機会均等につながるから。もし、その学校に親族、知人がいる場合は校則を知ることが容易である。しかし、そのような人がいない受験者には知ることが困難である。その不平等を生じさせないためにも校則の公開は必要である。(大学生)

・すでに公開されている県の校則は、「おかしい校則」の存在する比率がひどい。一定の成果はあげていると考える。(研究者)

・校則問題を取り上げるとよく「自分で入学を決めたんだから我慢しろ」という人がいるが、これは全くの誤りだ。そもそも私学の多くはHPに校則を掲載していない、公立も最近になってようやく掲

載し始めたが全校ではない。また、自分で確認するにも受験生は在校生ではないため電話やメールで問い合わせても教えてくれる保障はない。また高校は義務教育でなければ、入試もあるので本人の学力・家庭の経済力がなければ選ぶことはできない。学力や経済力は環境によって強く左右されるため本人の努力だけでは限界がある。以上の点で「高校を選んだのは自分なのだから我慢しろ」は全くの誤りである。(社会人)

・当事者が納得できている規則であれば、公開することが当たり前だと思うので。制限される内容とそれを破った結果起こることが共有されていなければ、規則としては不完全。(教職員)

・地域や将来の入学生に周知することは学校を正しく運営するために必要。在学生や保護者が話し合うために必要である。(保護者)

・第三者が確認して指摘できるよう、その時代でその都度適当な校則に変えるべきだし、学校を選ぶ時に生徒が参考にできることが重要。当事者が入学するまで全く知らされていない状態なのも問題。(社会人)

・保護者には、何がよくて、何が悪いのか全くわからない。セーターを買っても、この色は、ダメと言われた。何でその色がダメなのか、わからない。線が入っていてもダメらしい。意味がわからない。(保護者)

・入学前に髪をいじって、その後高校生活の中では何も違反してないのに、毎回指導されお金も手間もかかる、というケースを減らすため。(教職員)

・大阪では義務教育段階から、地域の通いたい学校を選択することになっている。校則には教職員の考え方が反映されていると考えられる。

児童生徒にとって、校則は今後の学校生活を左右することもある。

ホームページに公開されていれば、重要な情報が得られる。

また一般市民に開かれた学校をつくり、学校を無法地帯にしないために、校則をホームページにのせるのは有効だと思う。(保護者)

・賛成だが、暗黙の了解など実際と異なるものを書かなかった場合は処罰してほしい。(保護者)

・ルールは明文化され公表されなければ、何がルールに違反することになるのかが分からず、自由になし得る行為が何なのかも分からないため、萎縮的な行動を強いられることになる(=自由が侵害される)。また、ルールが明文化され公表されなければ、ルールの妥当性の検討ができず、ルールを改善することもできなくなる。(弁護士)

・常に誰でも見られるようにして、保護者や地域住民と共有したほうが、責任の線引ができるから。(教職員)

・生徒が選択するにあたって情報の不均衡状態は可能な限り解消しておくべきだと思い、賛成します。

一方この項目にも懸念があり、生徒が校則を知って入学したことをもって現状校則への同意とみなすような主張が生まれかねないことです。現実には、地域や学力によって生徒の選択は制限されているため、校則を知って入学しても不満を抱えることは十分ありえます。

この点を特に教員に周知、理解を促すため付記する等を提案します。(大学生)

・校則そのものだけでなく、その改正のプロセスや変遷を公開することが、民主的な学校を作るために必要だと考えます。(教職員)

・賛成です。やましいことがないなら公開しても問題ないはずです。

ですが一般企業では就業規則はあまり公開されていないため、学校という仕組みの公共性を押し出した記載にしたほうが効果的かと思います。(一般企業ではそうじゃない、世間知らずじゃないか、など言われることを防止するため)(保護者)

・ここ最近も「保護者や地域住民も、児童・生徒の私生活まで学校に管理を委ねないように意識を改める必要がある。」の部分が必要だと感じるがあったため。ただ、それも校則になるのかどうかは、再協議が必要に思う。(保護者)

(反対)

・「違反時の懲戒・指導を含め」に強く反対する。少年事件が罪刑法定主義の原則に則らず、どういった非行行為に対してどのような保護処分を課すのか法に明記しないことと全く同様に、学校が課す事実行行為としての懲戒は、指導対象に応じたケースバイケースで行うべきものであるため、そもそも明文化できるものではない。

ただし、法的効果を伴う懲戒、特に生徒の教育を受ける権利に大きく影響を及ぼす退学および停学が行われうる対象については明記することも妥当と考える。

なお、一般論としての校則は広く公開することが望ましいとは考えられるが、そもそも学校にウェブサイトの作成義務がない以上、校則のウェブサイトへの公開義務を課すのは一足飛びである。(教職員)

・外部から意見の電話やメールが来ると捌き切れない。学校説明会や保護者会で周知したい。(教職員)

・会社の就業規則なども公開されていないので、校則も公開する必要はないのではないか。議論の過程を知らずに校則だけを見た人がレッテル貼りをするなど、マイナス面も無視できないと思われる。(社会人)

(どちらとも言えない)

・原則は賛成なのだが、現時点でやれば学校間差別を助長するだけ。(教職員)

・校則を HP に公開することは確かに、明確になるという意味において賛成です。しかし、校則が HP に出るだけでは、何も変わりません。まして、HP に公開するだけでは、生徒たちの快適な学校生活を守る抑止としては不十分だと考えます。また、HP に載せてある校則以外のことが残念ながらおこなわれてたとしても、もちろんそのサイトの閲覧者は事実を確認することはできませんし、HP の掲載よりももっと重要なことがあると考えます。(大学生)

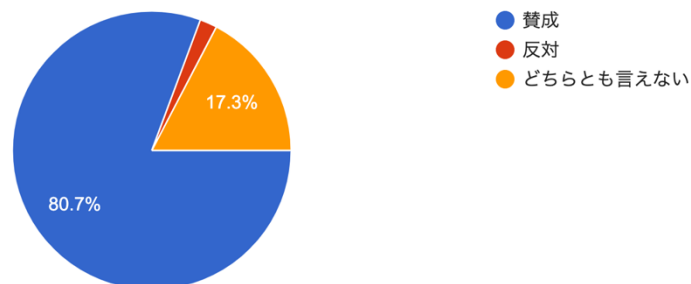
・明文化されていない禁止事項が多数存在する(非公開の教職員のガイドラインのようなものが存在する)。そのため実効性が疑問。(社会人)

・HP にアクセスする人の方が“声”が大きくなりはしないか、という心配がある(保護者)

・校則だけでなく、その校則の根拠(2 の議事録)についても極力公開するとともに、毎年見直しを行えるような仕組みを作るべき。(保護者)

問 9: ガイドライン案 5「生徒手帳に、憲法と子どもの権利条約を明記する」についてどう思いますか？

ガイドライン案5「生徒手帳に、憲法と子どもの権利条約を明記する」についてどう思いますか？
150 件の回答



問 8: その理由について教えてください(回答一部抜粋)

(賛成)

- ・すべての生徒の権利を大切に、その意識をみんなが持つことが大切だと思うから。(中学生)
- ・生徒には自分に自由があることを当たり前を知っていて欲しい。また、なにか理不尽な指導をされた時にここにも書いてあんじゃない！って出来るようにしたい。(中学生)
- ・(3年で習うまでは)子どもの権利条約を生徒で知っている人は少なく、自分たちの守られるべき権利が脅かされている場合にも気づいている人はほとんどいません。子どもの権利条約の存在を明らかにして、周知していくことは大切だと思います。また、それによって不適切な校則に疑問を持つ人がでるかもしれないと思います。(中学生)
- ・校則の中でも一番大切にすべき項目として記載されるのは日頃から意識しやすいので良いと思います。(中学生)
- ・その校則が間違っていないかということや、生活の中の「これはおかしいのではないか」などという考えをすぐ確認できたりすると思うから。(中学生)
- ・必ずしも知っているものではないから。特に子どもの権利条約は存在を知らない人が多い。教職員でも内容まで知っている方は少ないから。(大学生)
- ・基本的には賛成だが、そもそもあまり生徒手帳などは見返したりしないので、手帳などに明記するにしても、ほかの方法での周知も合わせて行う必要がある。(保護者)
- ・子供が自分の権利を学ぶことはとても大事なことだと思う。(保護者)
- ・子どもの権利条約は知らない教職員が多い。また、憲法の理念を理解していない教職員もいるから、子どもが自分で学びやすい状況をつくることは賛成。(保護者)
- ・生徒手帳は学生生活の中で必要不可欠であり、常に携帯しているものであるので、きちんと明記されていることは、重要だと考えます。(大学生)
- ・権利の概念は年齢問わず共有されるべき。本当は、大人の方こそとさえ思う。(保護者)

・生徒が自分たちの持つ権利を自覚できるとともに、教員の行き過ぎた指導に対する抑止力にもなるため。(大学院生)

・法律が単なる条文でないことを一番意識することが必要な年代だから。ただ勤務先では、生徒手帳すら、面倒でなくすような事態なので、何かに書いてあれば、という事態を通り過ぎている。意味を考える人がいなさすぎ。(教職員)

・子どもたちにどういう権利があるのか、しっかり権利は全部あげるべきである、その上で、校則を決めるべきだと思います(教職員)

・子ども自身が、もっと広義の自分の権利を知るべき。そうすれば比較して学校の対応がおかしいことも気づけ、ハラスメントなどの早期発見につながる。また家庭で虐待されている児童も同様で、もっと言えば公的な支援機関や相談窓口案内もあった方がいい。いじめ、虐待、性暴力、望まぬ妊娠など、子どもを標的にした暴力や搾取は多く、子どもを守る契機にもなる。(社会人)

・生徒児童自身も、どの様な決まりで自分たちが守られているのか、あるいはどのような事には声を上げるべきなのか、自覚でき主張する人間へと育てることが出来る。(保護者)

・日本人は一般的に、人権意識が低く、愛国心が薄い。世界に誇れる憲法を絵に描いた餅にしないためにはこどものときからの教育が必要だ。

毎日君が代を歌う必要はないが、宗教心の薄い日本人の心の拠り所として、憲法を身近なものにするのは良いことだ。

憲法を根拠にし、何のために校則を用いるのかということのコンセンサスをとることが必要だ。(保護者)

・憲法は人権についても書かれているので、弱い立場になりうる子供もきちんと知っておくべきだと思うから。子どもの権利条約ももっと広く知られるべきだと思う。(社会人)

・生徒が自分たちの持つ権利を知らないことで、一方的に校則を押し付けられることもあるから。(教職員)

・日本が世界に遅れている事は多々あるが、まずは現状を認識することからはじめたい。そのためには、基準となる憲法や権利を明示し、身近なものとして全ての子どもに示す。

=大人たちもアップデートする必要がある。(社会人)

・当然 日本弁護士会などの連絡先ものせるべき(教職員)

・学校職員や児童生徒の意識向上のため。また大体の場合、生徒手帳には児童生徒に義務づけられる校則が記載されているはずなので、憲法と子どもの権利条約も併記することが望ましいと考えます。(社会人)

・法を元に考える力をつけていけることは将来に向けて必要なスキルである(保護者)

・今まで書いてなかったことがおかしいくらいで、教師に、やってはいけないことを自覚させる上で有効だと思う。生徒が反論するための根拠にもなる。憲法と法律に反する生徒指導はやってはならない、そのような勝手な規則ははじめから無効であるということを、最大限に明確化してほしい。(社会人)

・道徳や「みんなに優しく」だけではない人権教育は必須です。また、憲法についても何条に何が書いてあるのかも大事ですが、主に前文に見られる憲法の精神や意義を重要視した教育を期待します。(社会人)

・大賛成！現在の学校教育に明らかに不足している視点。子どもの権利条約を明記することはそれだけで大きな前進。日本が国民主権国家であることを内外に広く理解してもらうことができる。(社会人)

・自分たちは意味不明な校則ではなく、憲法や子どもの権利条約によって守られ、それを遵守して生活し、社会の中で生きているという実感、誇りを持って欲しいからです。(教職員)

・憲法も子どもの権利条約も学校で教員が教える機会があると思うが、どうしても個人の思想バイアスがかかって正しく伝わらない可能性がある。生徒手帳にそれぞれの原文が明記されることにより、そのような事態を抑えることができるのではないかと考える。(保護者)

・とてもよいと思います！

憲法と子どもの権利条約をいつも目にすることができれば、自らがどのような社会に暮らしているのか、なにを指針にしたらよいのか、生徒自身も理解が深まると思います。

また学校でも、日々の仕事はどのような目的を持ったものなのか、教員自身が確認することで子どもへの対応がより成長を支えるものになるように変化したらよいなあと思います。(非常勤教員・不登校生徒保護者)

・日本国憲法と子どもの権利条約に基づいて学校は運営されるべきで、校則は付属品である。日本国憲法と子どもの権利条約の後に校則は書かれるべき。(教職員)

・子どもおとなも、子どもの人権・権利の知識・理解を得ることが、子どもの人権・権利保障のためには不可欠だからです(子どもの権利条約29条1項、42条、国連子どもの権利委員会一般的意見1号、5号など)。(弁護士)

・子どもの権利条約はおろか、憲法で謳う人権についても知らない保護者・子どもが大多数です。生徒手帳に明記することについては肯定的な立場ですが、そもそも生徒手帳は発行不要なのではないかと思います。(大学院生(博士))

・児童生徒が自分の権利を正しく理解することに寄与すると考えるため。むしろ教師にこそ憲法と子供の権利条約を記した手帳を常時携帯させるべき。(保護者)

・この「校則見直しガイドライン」の中で最も重要だと思うから。(保護者)

・権利の存在を児童生徒は知らないで大人に従っている。または従わされている。我が子は生活指導教員の奴隷ではない。ほとんどの先生はきちんとしてくれているが、そうではない教員がやはりいてとんでもない指導をしており、脅しのようなプリントも配布されている。黙って受け入れることが正しいことではないことを認識するきっかけになる。(保護者)

・主体的に動けない子どもは小さい頃から、親や先生から行動や思想までも指示される癖がついている。自分には『意見表明する、参加する』権利があることを知ることで、その縛りから解放される。(保護者)

・子どもの権利がないがしろにされすぎているため、権利は義務をおうことで行使できる特別なものではなく、生まれながらに行使して良いものであるという意識を育てていく必要がある。権利行使を「わがまま、勝手」と言う人達を減らしていきたい。(保護者)

(反対)

・生徒手帳の役割とは異なる。それは人権教育等でしっかり教えることである。もちろん教員にも教えることである。また、生徒手帳はなるべくスリムな方が良い。(教職員)

・生徒指導部の仕事を増やさないでほしい。憲法全文は社会系教科書に掲載されている。さらに権利条約まで掲載するとなると生徒手帳が分厚くなり、作成費用もあがるし、生徒も携帯しづらくなる。しかも生徒はいちいち読まない(教員でさえ読まないし、いちいち読んでる暇がないことぐらい分かるでしょう?)。教員の仕事を増やすだけの効果は望めない。(教職員)

(どちらとも言えない)

・憲法・教育基本法・子どもの権利条約 ではないか。

どのように明記するのか。(一言触れていればよい、ということですか?)

学校教育や校則は、憲法や子どもの権利条約の理念にもとづいておこなうべき、という主張は賛成です。(研究者)

・まと外れの事を言っているかもしれませんがその際は大変申し訳ございません。

現在の教育現場では憲法と子どもの権利条約しっかり理解し希釈などを説明できる教員は少ないことからどちらとも言えないという見解を示しました。生徒が手帳に書いてある憲法と子どもの権利条約などの解釈について教員に聞いたと想定した場合、ほとんどの教員は答えることはできず、まともに取り合うことができないと考えられます。また、生徒がその様な質問をする相手はもちろん担任教員であると想定されます。教員に憲法と子どもの権利条約を研修し熟知させることも可能ですが教員の業務が今でさえ多いと言われてる現代それは難しいと考えられます。そうすると、手帳には書いてあるけど誰に聞いても教えてもらえず形だけになってしまう恐れがあると思います。なので、生徒手帳に、憲法と子どもの権利条約を明記するならその質問に答えられる法律の専門家を学校に置くべきだと思います。(高校生)

・憲法や子どもの権利条約を載せること自体は良いと思うのですが、私が勤務している中学校には、生徒手帳がなく、生活ノートに校則が記されています。ゆえに、「生徒手帳に」と限定してしまうことはどうなのかなと感じております。(教職員)

・明記したところで、その理念や条文を教育現場に守らせる機関がなければ意味がないと思う。(社会人)

・原則は賛成なのだが、これを書くだけでは意味がない。憲法と労働基準法をすべての企業の社則等に書かせても、企業の労働環境は改善しないだろう。「機会を作る」とあるが、学習会くらいでは改善しない。実効あるチェックシステム(前述の例で言えば労働基準監督署のようなもの)とセットにしたい。(教職員)

・子供の権利に関する条例を持つ自治体はそれも掲載するべき。子ども向けバージョンを作成しているところもある。(保護者)

・明記しても、先生が守らなければ意味がない。先生が守れていないから、先生の意識改革が先。(保護者)

・すごく良いことだとは思いますが手帳が分厚くなって携行するのに不便にならないかと(保護者)

・子どもが理解できるように噛み砕いたものならあったほうが良いと思います。ただ、生徒手帳を使っていない学校も多いのでは?(教職員)

・そもそも生徒手帳が存在しない学校も多数あるし、生徒手帳に明記されることが実効性をもたらすとも思えない。

義務教育の社会科において日本国憲法同様に子どもの権利条約を扱うということであれば大いに賛同する。(教職員)

・どちらとも言えない:生徒手帳にすみずみまで目を通す子供は多くないだろう。記載の有無は重要な論点とはいえない。それよりも憲法のみならず子供の権利条約については必修として授業するよう定めるべきだ。(社会人)

・「保護者」へも子どもの権利条約が必要ではないか。追記してはどうか。(教職員)

・そもそも生徒手帳自体が、保護者費用負担軽減のために廃止になったため。生徒手帳にこだわらず、年度始めの早い段階の授業で取り扱う、でよいと思います。(教職員)

・子どもの権利については教職員や保護者や地域住民という大人が知らないと思われるので、どこかに明記は必要だと思うのですが、それが生徒手帳になるのかどうかは疑問。生徒も生徒手帳を見る機会が少ないのではないと思う。(保護者)

問9: そのほか、「こういうガイドラインが必要ではないか」など、ご自由にご意見をお書きください(回答一部抜粋)

・「公表、明記されているもののみを校則として扱う」暗黙のルールや口頭でのルールなどが存在していて、何が良くてダメなのかわからないため。「各校則がある理由。必要性を説明、または明記するなど誰でもわかるようにすること」理不尽な校則や理由や必要性のわからない校則があり、理由を説明されず校則を強いられることに納得がいけないため。また、理由などが説明され納得できれば、校則は率先して守れると思うからです。大人の方々に校則についてここまで検討していただいて、話を進めていただいていることに本当に感謝しています。私は理不尽な校則を変えることを公約に生徒会長をやっていて、最近校則のあり方について前向きな考え方を示してくださる先生、協力していただける先生がいることに気づき始めましたが、それまではそんな先生がいることも知らず、否定的な先生も多かったため余計と嬉しく思います。中3で色々な高校をみてい

でも校則が厳しいところが多く、このように全体的に考えていただけるのはありがたいです。本当にありがとうございます。これからも頑張ってください。私も学校で頑張りたいと思います。(中学生)

・校則の見直しは一度だけでなく、繰り返し繰り返し行っていく必要があり、定期的に公開していく仕組みは不可欠だと思います。特定の校長などに見直し作業が依存しないようにすることも必要なのでは。また、いつまでもダラダラと時間ばかりかけて見直し中ということにならないように、時間的な規制はかけられないまでも出来るだけ具体的な目標は掲げたほうがいいのでは無いか。(保護者)

・この様なガイドラインは小さい頃から法律にふれることができ、また理不尽な校則で困ってる人を救えると思います。そうなった場合、今回のガイドラインで肝ともなっているのが学校長、教職員、児童生徒、保護者で構成される議論だと感じました。その際やはり子どもたちの要望に大人たちが法律に落とし込んでいくというのもいいと思いますが、ある程度は子どもたちも法律(特に憲法と子どもの権利条約など)に対する知識があったほうがいいのではと思います。なので、可能かどうかわかりませんが各学校に法律の専門家や法律について質問できる人をおいたほうがいかなと思います。(高校生)

・制服の自由化を議論する際によく「制服は貧困層のためにある」「私服よりも経済的」という意見があるが自分はこの意見は間違えであると思う。以下理由を記載する。

- 1、そもそも全員が制服を着たところで貧困層の生活が向上するわけではない。
- 2、制服は私服の何倍もするのにどうやって購入するのか、中には親族や消費者金融から借金を強いられている人がいる。
- 3、制服を強制することで、貧困層に対する寛容度が下がる。「自分が我慢を強いられるのは彼ら・彼女たちがいるせいだ」となってしまう。
- 4、たとえ、入学時に制服を用意できたとしても3年間着れる保証はなく、無償で直してくれるわけでもないため、破けたり・緩んだり・チャックが壊れたりしたときに買い直す必要がある。
- 5、学校生活は制服でも、私生活では私服を着るので結局は私服も買わなければならない。(家の外に出るときは全部制服との校則もあるが完全に私的領域への介入に当たり人権侵害に当たる。)
- 6、制服を含む学用品や積立金を用意できないという理由で進学を断念したり、中退に追い込まれてしまう人がいる。(学習意欲があったとしても)
- 7、制服が一着では洗濯ができないため(同じ服を毎日着ること不衛生を強いられ、現実的に不可能)、複数枚買わなければならない。
- 8、制服は学校が1社と独占契約をするため、競争原理が働かず、価格が高止まりしている。

9、女子生徒のスラックスは女性向けに開発されたものではなく、あくまで男子が履いている物を女子向けにサイズだけ合わせた物であり、女性特有の問題に対処できない。(男子生徒のスカートも然り)

10、制服の強制は、性的少数者や自由服で登校したい生徒を学校から排除する(強制的に不登校にする)ことであり、反社会的行為である。

(教師は自由服なのに、子どもは強制服なのか理由を説明できるわけがない)

上記以外にも理由を挙げればキリがない。ピアス・髪染め・化粧等も含め一般社会で認められていることは自由であるべき。学校は治外法権ではない。

キング牧師の「私には夢がある」のスピーチの中に「私の4人の幼い子どもたちが、肌の色によってではなく、人格そのものによって評価される国に住むという夢である」という言葉がある。

私は子どもたちに、「外見によってではなく、内面そのものを尊重してくれる社会」を残すことが私たちの使命だと思う。(社会人)

・自分は校則は見直すべきだと考えています。そのために教員がまず考える場を校内でつくろうとも考えて、計画しています。これまでの貴協議会の発信やそれについての報道も参考になった部分が多々あり、感謝しています。

ただし、以下の意見をもちました。

① 時間の余裕がないことへの理解を盛り込んでほしい。

4月に提案して、きちんとまず教員の話合いの時間をとれるのが10月です。

まず、教育行政や管理職が、「授業時数や部活動を削ってでも、校則について教員どうして話し合ったり、子どもや保護者、地域と対話の場をもうけるべき」と表明してほしいです。

そうでないから、なかなか対話がすすまないという側面があると思います。

② すすめよう、としている学校のエンパワメントにつながる発信としてほしい。

学校のきまりを民主的にしていくためには、そのプロセスも民主的に、学校が自分たちで作り上げていくものであるべきだと思います。本ガイドラインを見たとき、「校則をなんとかしたい」と思っている教職員のなかには、「すすめようと努力しているのに、できあがったものをポンと出さないでほしい」という思いにかられないかが心配になりました。自分もそのひとりです。

こういう運動は、「対話のなかで自分たちでどうするか見つけ、方法を考えて、それが反映されていく」から価値があるのだと思います。校則を変えることがゴールではなく、校則は変えていいんだ、変えられるんだという文化をつくっていくことに価値を見いだしたいのです。(教職員)

・文科省の生徒指導提要の改正などの働きかけ、私立学校にも範囲を広げたガイドライン策定をお願いいたします。(高校生)

・熱中症、いじめ、体育の事故など問題が起きた時(起きそうな時)に、弁護士などの対応窓口があると、いいと思います。

学校、特に中学校は、内申書があるため、教員が絶対君主のようになっています。

炎天下で子どもが熱中症になろうとも、冬に寒くても、荷物が重くて自転車で事故にあっても、大雨で部活しようとも、相手の人権をみません。

保護者も内申書や、子どもを人質に取られているので、何も言えません。

教育委員は、何ごとも無いほうが評価されます。

先日、水泳の飛び込みで脊髄損傷された方がいましたが、体育の事故もそうですが、校則、熱中症対策など全国の学校や保護者間の情報共有がなされてほしいと思います。(保護者)

・校則は学校の施設の利用に関するもの、法令に反しないという趣旨のものを除いて全廃する時期に来ているのではないかと考える。いままで校則というのは新しい服装・髪型等が出現するたびに禁止だ禁止だといっていたから際限なく増えていったと考える。こんな悪循環はもうやめにするべきである。(社会人)

・ガイドライン案1について、「憲法以上に厳しく」は「憲法・条約以上に厳しく」。また、(2)の協議会で承諾を必須とする条件を付けているが、「制約」に合理性が確立されていることが条件として必要。ガイドライン案2の協議方法には反対。多数決を例に挙げているが、多数決は議論尽くされどちらでもよい状態でないと意味がなく、安易に多数決を提案すべきではない。協議、話し合いは意見の目的や根拠を掘り下げ合理性・正当性を確認しながら慎重に妥当な結果へ導くこと。「後から決定理由について確認が可能」と書いてあるが、その記録が「多数決で決まりました」と理由にならない。ここは大人も子どもも深い学びになるはずなので「多数決のような安易な判断は避け、深い話し合いで、誰もが納得できる結論を生み出す」ようにガイドするべき。(保護者)

・中学・高校生からは性教育の冊子がついてるといい。大人から説明されて渡されると恥ずかしいし、親に性的なトピックの話をされるのは気持ち悪い。でも生徒手帳のように全員に配布されるのであれば、周囲から目立つことなく正確な情報が手に入れられる。興味も持つ年頃だし、実際

に付き合うカップルも増えるが、手に入る情報がネットの不正確で暴力的な情報ばかりというのは非常に問題。(社会人)

- ・1 校則は1、2年おきに生徒交えて棚卸しする機会を設けるべき。当事者は3年で入れ替わるのだからそれ以下のスパンで定期的に内容を見直すべき。
- 2 規則を作る際は生徒の投票で一定数の同意を得る事を必須条件とするべき。
- 3 学校内での人権侵害に関する弁護士などへのホットライン設置を行うべき。企業のパワハラセクハラ対策と同じ要領。
- 4 ガイドライン(1)に「この原則のもと、全ての学校で学校長や教職員がまずこの洗い出しを行い、不必要な校則はすぐさま撤廃する。」とあるが、何が「憲法、法律の範囲を逸脱」しているのかを判断する能力や余裕がある教員は超少数派だと思う。でなければブラック校則など初めから生まれていないはず。校則を吟味するのに教員の裁量任せは本末転倒。時間がかかっても、外部の専門家や生徒の意見をもとに行った方が良い。
- 5 学校組織が閉鎖的で上位下達なこと、教育委員会に逆らえないこと、慢性的に教員が業務過多であることなどもブラック校則蔓延の遠因ではないか。そちらの改革も重要と考える。
- 6 これまでブラック校則を温存させてきたことに対して、文部科学省、教育委員会と校長は顔を出して公の場で頭を下げて謝罪すべき。過ちを過ちと理解できていないと、すぐに同じことを繰り返す。(社会人)

・全ての中学・高校にガイドラインに沿った見直しをかけることを国が指示することを願う。(教職員)

・我が町の中学は、校則以外に「条文化されていない事細かな禁止事項」が数えきれないほどある。それは、教師たちが生徒を指導管理、あるいは監視しやすいよう増えていったものだと思う。「他のクラスには出入りしない他学年の前の廊下は通れない髪を束ねるゴムの色は黒のみ…」等々。こういった条文化されていない細則的なものも充分注意を払う事が出来るガイドラインも是非作って欲しい。

また、校則ではないが、教師が「内申点・評価」という言葉を使って生徒指導をしている。たとえ校則が見直されたとしても、この恫喝めいた生徒指導・生活指導・監視体質を排除しなければ、子どもたちの真の自由には程遠い。こここのところをよくよく抑えて欲しい。(保護者)

・服装や髪型などの外見への規制について、宗教、文化、ジェンダー、セクシャリティなどに配慮すること。(保護者)

・髪や服装の校則については、表現の自由などの基本的人権を侵害していると思う。教員はアドバイスすることはあっても、指導するような事は不適切と考える。「このような格好だと周囲にどう

思われるか」を伝える事は重要だが、そう思われてもそれが生徒にとって曲げられない感性なのだとすればそれを尊重し見守るのが近代の教育なのではないか。そうでないなら、多様性が大事だの、個性を尊重しろなど教員は口が裂けても言うべきではない。それと対極していることを強制しておいてそんな理想論を語るなどあってはならない。法律を超える多様性は容易に認めると社会への影響が大きいのですべきでないと思うが、法律内ということは少なくともそれによって社会に起こる悪影響は少ないということなので、それくらいは認めてあげるべきと考える。(教職員)

・逆に「ヘイトスピーチ」など、差別をする生徒を罰するようなことを書くことも必要な気がします。
(保護者)

・男女の区別や、礼儀規範、服装や髪型、持ち物などの形式的なこと、皆が同じことをすることを定めた校則は生徒の自主性を阻害し、いじめを誘発する有害なものであるので撤廃すべきです。
(会社員(若者自立支援))

・(4)で「違反時の懲戒・指導」についても公開することが求められていますが、この点については別に項目を設け、▽違反時の指導・懲戒は必要かつ合理的な範囲内で生徒の人権と尊厳を尊重しながら行なうべきこと、▽子どもが自ら、または友人・信頼できる大人などの支援を得て、意見を表明する権利を含む適正手続を保障することなどを求める必要があるように感じます。(社会人)

・「学校」という一つの組織体のあり方を決める部分であるため、具体的な教育理念や、学校のビジョンを明確にして、その上位目標に向けて関わり合う人が議論できるものにしてほしい。「自由」を最高理念とするような北園高校のような場合は、「自由」をもとにどうしたら全員が「自由」になれるのかを議論し、校則は、自由にとってどういう意味を持つか等を議論してほしい。上位概念や、ビジョンなしに議論すると、なんのための校則かというようなことが、曲がってしまう。生徒が決めても、生徒を縛る議論に陥りがちであるため。このように生徒・教員・保護者が関わって議論すれば、学校をともに作るという意識さえ醸成できると思うからです。(久田教育総合研究所)

・部活の入部を強制しないこと及び転退部も制約されないことを校則に盛り込んでいただきたい
(保護者)

・指定品をなくし、自由に選べるようにすると思う。指定品はどんどん値上がりしており、本来の貧富の差を埋めるというものが機能していない。学校との癒着により接客もひどく、市販品の方が質がよく低価格である。(保護者)

・私が弁護士を目指したきっかけは中学時代の厳しい校則に疑問を感じたことでした。
貴協議会の取り組みに敬意を表します。(弁護士)

・このガイドラインはどのような場面で活用されることを想定していますか？「うちの学校はガイドラインにのっとらない」と校長が判断することも可能ですか？（大学生）

・中学校の制服のことが問題になっていますが、セーラー服や詰襟をブレザータイプに替えるとか、靴下の色の数を増やすとかではなく、私服にすればいいと思う。ジェンダーフリーの問題でも、私服であれば、からかひやいじめも起きにくだろうし、皮膚感覚の過敏な子にも対応できる。「他人に迷惑をかけること」「清潔であること」を守れば、それほど多くの校則は必要ない。（教職員）

・素晴らしいガイドラインだと思いました。

ここまでまとめられたみなさんに拍手を送りたいです。

大人たちこそ変わらないといけないと、強く思います。いつもありがとうございます。

これからも応援しています。（社会人）

・いじめの相談窓口、教職員からのセクハラ、アカハラの相談窓口なども掲載すべき（教職員）

・「ブラック校則」という名称は「理不尽な校則」などに変更してもいいのではないのでしょうか（社会人）

・生徒だけでなく、警察への通報義務など教師に対する法律も定め、生徒手帳に記載し、生徒、保護者に公開するべき。（保護者）

・理不尽な校則を要求するのは、教師側が児童・生徒を信頼していないから。根本的に教員側に、子どもの権利を守るという視点がないことが多い。教育委員会、学校、教師への研修、教職課程に科目を入れるなど、文部科学省も含めた教育全般で考える必要がある。（保護者）

・「今までそうだったから」「皆そうしてるから」といった思考停止に陥らないよう、だれもが人権を持ち行使できるのだということを、教育委員、教職員、そして子どもたちそれぞれに向けて啓蒙する必要がある。（保護者）

・ガイドラインを作成して校則を見直しても、時間がたって世の中の関心が薄れるとブラック校則に逆もどりする懸念をぬぐえない。過去にも校門圧死事件により校則が大問題になり校則が見直されたはずだが、結局は改善されなかった。見直しでは甘いのではないか。先日アフリカ系の生徒の髪型が校則違反にされたとの報道があった（アフリカ系の人とは日本人と同じ髪型にはできない

とのこと(つまりアフリカ系の生徒に日本の校則は実行できない)。全廃まで踏み込まないと外交問題に発展するおそれもある。(社会人)

・ルールは変えられる、自分たちが主体だという経験を子どもの頃にするには、とても有益だと思う。道徳が教科化され、ますます個が集団の中で埋没しがちな一方、反動としてこうした動きが盛り上がるのは、いいことだと思う。人権というものが、いまだに自分のものになっていない世代として、応援します。(保護者)

・明記されていない校則に関するガイドラインがぜひとも必要ではないかと思います。具体例では部活の入部強制や補習の参加強制、野球部での坊主強制、遅刻などに対する罰則、生徒指導部内での指導内規など明文化されていないながら生徒の判断では拒否できないような規制、強制が現実には多数あります。それらは明文化されていないが故に、問題になった際には「生徒の自主的な判断」のような言い逃れが行われうる(実際に行われている)ものです。校則の改善は、学校が不当な人権侵害を行わないようにするために極めて重要だと思います。ただ、それにとどまらず、(一教師単位や、生徒間でも)ローカルなルールや指示で人権侵害が起こることを学校が防止するよう義務付けることも必要ではないかと思います。(大学生)

・当たり前だけど業者との癒着禁止ガイドライン。制服、体操着、文房具、楽器、ほんとにこれじゃないとだめですか？というのが多い。(保護者)

・憲法・法律を逸脱した校則は無効で従う必要がない、直ちに記載を削除すること、くらいの強力なメッセージを書いておくべきだと思う。事実なのだから。とにかく、生徒も教師も「法律に従え」ということを明言しておいた方がいい。(社会人)

・「ガイドライン」はあくまで必要最低限にして、あとは各学校の民主性に任せるのが基本ではあると思います。しかし、一度改正した校則が形骸化して「バックラッシュ」が起こり人権侵害的な校則が再び作られる心配はあります。それを防ぐために、「子どもの権利を知る、校則を学ぶ、変える、つくる」授業を入学時や学年のはじめに義務付けるようにできないかと思います。校則そのものだけでなく、その運用についても児童生徒だけでなく教師にとっても常に見直す(権力を抑制する)機会になるはずです。

具体的な案としては、「教職員と児童生徒が子どもの権利と校則の意義、民主的な改正の方法等を学ぶ機会を設けなければならない。そのための授業については、学校長、教職員、児童生徒、保護者で構成される学校運営協議会や校則検討委員会等において検討する。」(教職員)

・ブラック校則の撤廃を完遂するために、各学校がガイドラインを遵守しているかを監察する機関を設置すべきである。そしてガイドラインを遵守しない学校はその責任者を処罰するなどの具体的な罰則規定を設けるべきである。

ガイドラインのみの制定では裁量権が現場にあり、遵守に前向きではない学校、地域の子供たちを保護しきれない恐れがある。学校が治外法権の場であってはならない。(社会人)

・色々書きましたが、別途解説書で詳しく説明されると思うので、表に出るガイドラインは分かりやすく簡潔に書くことが最も広報的には重要だと思います。なるべく※も消す方向性が良いかもしれません。

パブコメを集めるのも、広報的効果はあると思いますし、応援しております。(社会人)

・ガイドラインとまではいきませんが、私が生徒に「髪染めがダメ」という理由はそれが「親の金」だからです。自分で稼ぐようになったら、ネイルでもピアスでもなんでもやれば良いと思います。ただ、ツーブロックは何がいけないのかさっぱりわからず、同僚に聞いても「高校生らしくない」というつまらない回答しか返ってきません。夏なんかは涼しそうでいいと思いますし、髪を切るのは親の金ですが、必要なことですし、髪型まで文句言う必要があるのでしょうか。あとは式典などで女子のタイツが認められないのも納得がいきません。体育館は寒いのに、男性はズボンなのに女性は素足、あるいはストッキングを強制されます。こちらも「マナーだから」の一点張り。非合理的なマナーに付き合う理由は1ミリもないと思っているのですが、女の学年主任さえ出したことがない頭の古い学校では何を言っても通じません。くだらない拘束が無くなることを切に祈ります。(教職員)

・「校則」と明記されていなくても、暗黙のルールのように不文律で生徒を縛るものもあります。校則やそうしたもので苦痛を感じる生徒が、直接教育委員会や文科省に事例を報告できるシステム(縦割り110番のような)はあっていいのではと思うので検討をしてみてほしいと思います。(社会人)

・子どもの権利条約について教職課程で必須科目とする(大学生)

・見直された校則は、学校種や地域、規模によって変わるものではなく、どこに行っても同じ気持ちで過ごせるというような文言がつけられたら素敵だと思います。(教職員)

・校則とは、違うかもしれませんが…。進学校で大量の宿題、部活、行事で疲れてメンタルがおかしくなる生徒がいます。中高一貫校ですと、中学は不登校でも待ってくれますが、高校にあがると1科目でも欠席が上限を超えると留年、中退になります。進学校はもともと優等生が多いので、中

退後の人生が難しくなりことがあります。診断書が出ているほど体調が悪くても、代替手段もなく、簡単に生徒を留年、中退させる・教育を受ける権利の侵害とは違うのでしょうか？（保護者）

・いままでの会議を拝見していて、ほんとうに多様な視点が提示されているのがよくわかりました。そのうえで、現時点でガイドラインとして示す必要があるものを厳選してくださったものと思います。

取り上げるときりがないなかで、案としてまとめられた内容は、個人の尊重を第一に、子どもの自由をすこしでも広げるために確実に実行してもらいたいことに絞られていると思います。

例えば、合理的配慮について改定の具体的な例の提示や、運用上の必要な事柄は、ガイドラインとはわけて示すほうが、ガイドラインの印象が薄れる心配がなくよいのではないかと思いました。

いままでの濃い議論についていくのだけでたいへんなときもありましたが、校則見直しガイドライン作成検討会議をとおして、多くを学ぶことができました。

また、子どもの自由のためにすこしでも関わる機会をいただきましたことにあらためて感謝します。

今回のガイドラインが実効性をもつものとして学校を変える力となりますことを心より願っております。（非常勤教員・不登校生徒保護者）

・憲法・法律に反しない内容はもちろんですが、たとえばピアスなどは体育の授業をはじめ、なんだかんだでじゃれ合う子どもどうして、こけた・引っかかったなどで怪我につながる危険性があります。そういった部分も自由にする場合、怪我については自己責任としないと、整合性が取れません。スマホなどの持ち物についての制限撤廃など、他のルールもそうですが、なくした場合に想定されるトラブルについて、自己責任とすることを明記すべきです。でないと、都合のいいときだけ「先生、ちゃんと対応してください」のオンパレードになります。（教職員）

・小・中・高の各段階で、定めるべき程度にやはり差はあると思います。義務教育か否かや、公立・私立などでも、差はあると思います。例えば制服は、私立学校にとってはこのガイドラインの内容は当てはまらない（私立だと、宗教が絡む部分もあります）部分もあると思います。自分の頭で考えられる中高生と、小学1年生を同列に語るのも難しい部分があると思います。（教職員）

・私は、校則自体に反対しています。ですので、「全てのガイドラインは、10年後全ての学校の校則をなくす事を前提に、暫定的に機能するものとする」という一文を入れて頂きたいです。

私が通っていた高校は、公立ですが制服も校則もありませんでした。それで、私達は何も困りませんでしたし、先生方も校則がないから困るとおっしゃる方は1人もいませんでした。（既婚者）

・校則の問題は生徒指導の問題と不可分ですので、子どもの人権・権利を保障する生徒指導のガイドラインが必要であると考えます。(弁護士)

・憲法・法律に反していなければ、何でも OK という解釈で合っていますでしょうか？

たとえば「授業中の食事」「(お菓子を持ち込んだ上で)休み時間にお菓子を食べる」。今の校則には当たり前過ぎて書いていませんが、食事もお菓子も、何ら憲法・法律に反していません。この場合、お示しのガイドラインだけだと、OK という解釈になると思います。

他にもたくさんあると思いますので、広くネットで Q を募集したうえで、一定の Q & A みたいなものがあったらよいのかなと思います。(教職員)

・学校・教育の世界だけではなく一般企業の事例等を類推して適用したり、世間的に支持されている考え方を使って見せ方を補強すると感情論一辺倒にならずに説得力のあるガイドラインにできるかと思います。

ガイドラインは作ることやぶつけることが目的ではなく、本ガイドラインによって各校の校則がアップデートされ現代にふさわしい校則とすることで、学生生徒たちの権利を守りより人間として発展させていくことが目的かと思います。

なので受け取る側がなるだけ受け取りやすい、または反論を形成しにくい立て付けや論理展開のガイドラインとしていただければと思います。

あれこれうるさく記載し大変恐縮ですが、ご参考にさせていただければと思います。(保護者)

・違法な校則については明確に禁止し、反した場合は罰則もあり得る条例などを作り、法の下で規制するべきと考えます。(保護者)

・どうしても不服な内容で校則が決定された時に、マイノリティの子が声を上げやすいように第三者機関を設け、そちらへの調査が依頼できるような仕組みをガイドラインに組み込めたら良いなと思います。(社会人)

・権利は行使して良いものである。という意識を育て、権利行使に対して感情で対処することのないように、権利とは生まれながらに行使できるものである、という部分をきちんと明文化して欲しいです。

(周りから見ても可哀想だから、あるいはあの子は頑張っているから認めてあげよう、と言った「施し」を権利と認める事と誤認し、それを促す教育はうんざりです。)(保護者)

・一男一女の母です。2 人とも高校を終えたばかり。小学校は 2 人とも温かい先生のいる自由な学校。

当時は温かい副校長先生がいてニコニコしながら校門で出迎えてくれて外見チェックゼロ。挨拶しなくてもニコニコ出迎えてくれる。「おはよう、まだ眠いか？よく来たね。先生も朝は必死だよ。」と。

息子は中学から規則が色々ある中高。髪型などは整髪料禁止でしたが、注意される人とされない人がいるなど、生徒と先生の間、生徒間での不信の溝を深める役だけの存在。

校門には外見チェックの教頭先生が怖い顔して立っている。

名札の位置も煩く、その点についてしょっちゅう電話あり。電車の中でつけていると個人情報が出るから電車内では外すのが規則で校内では着ける様にとの規則。付けたり外したりするのでなく易く、大人でも管理が大変なのに、出来て当たり前であるとの回答。教育内容もドリル的なものばかりで、「先生にとって何が楽か」が様々な視点にあると感じた。子供達の関係は陰湿であった。

娘は服装なども自由な中高。名札もなし。毛染め、ピアスも OK。肩を出した服装、ミニスカートは通学経路での危険を呼ぶので NG。娘はお洒落好きなので悪目立ちしていないかと学校に相談したところ「基本的な身嗜みさえしないで来る生徒も多く、むしろ見本になって欲しいが、私達教師は外見の指導は一切しない。中身だけに集中出来る最後の年齢。大学生になれば皆自然に身嗜みができるようになる。今は自己と向き合い内面を磨いて欲しい。」と。教育の中身も記述中心で、先生方からは「あなたらしい意見ですね。」「あなたの視点が光っていますね。」「これは誰かの意見ですか。」など自身に注意が向く内容。生徒間は明るく開放的で外見で判断し合わない人間関係。私が時々娘から注意されるのは「ママは外面だけで判断していないか」という事。

以前、新聞の投稿欄に一教師が「髪型の規則を廃止してからは自然に生徒の表情に注視する自分がいて、生徒の体調を心配する自分がいる事に喜んでいる一方で、以前の生徒の表情を見ていなかった自分に罪を感じる」とあった。

お互いの調子、その人らしさを見合える関係があり社会に出る方が自然と良い社会を築けると思うが、その逆で良い社会は築けるのであろうか。

学校の体操服なども必要なのだろうか。「動きやすい服装」であれば問題無さそうだが。

また近隣の公立小学校の校門に厳しい女性教師が立っていて挨拶しない児童に朝から厳しい指導をしているのを見るが、社会に出た時に挨拶出来ることが大切で、社会人が挨拶しないのは問題だが、小学生に厳しい挨拶の指導の意味は百害あって一利なしと感じた。

皆さんの活動に期待しています。(保護者)